

オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

1. 見積合わせに参加する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得て
る者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 当該見積合わせの各物件に必要な資格において、関東森林管理局長から「物品の製造契約、
物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」等に基づく指名停止を受けている期間中
でないこと。

(4) (1)～(3)のほか、案件毎に参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有してい
る者であること。

※ 参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条
件に違反した見積書は無効とします。

2. 見積書の提出先

塩那森林管理署 総務グループ（経理担当）(Tel0287-28-3125)

〒324-0022 栃木県大田原市宇田川1787-15

※見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、封筒の表に「(案件名) 見積書在中」と朱書きし
て下さい。

※見積書の宛名は「分任支出負担行為担当官 塩那森林管理署長」として下さい。

3. 契約書等の作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徴収又は契約書を作成します。(契約金額
により省略する場合があります。)

4. その他

(1) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約を行うことができるも
のとしします。

(2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。

(3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。